

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案）約款 B（令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）） 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）10 月 25 日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）
					宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 約款 B 令和 6 年 10 月 25 日 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 約款 B 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 宇部市土木建設部
2	第 5	2		第三者への委託	2 運営権者から委託業務に係る業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。	2 運営権者から委託業務に係る業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前又は事後速やかに市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
4	第 17	2		要求水準の未達	2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも契約期間の末日から 1 年以内に行わなければならない。	2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも当該不適合が判明した日から 1 年以内に行わなければならない。
4	第 18	2		損害賠償	2 市は、第 2 7 条の規定により本約款 （第 2 7 条第 1 項に定義する。） を解除したときにおいて、第 2 7 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。	2 市は、第 2 7 条の規定により本約款を解除したときにおいて、第 2 7 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。
5	第 20	1		不可抗力	第 2 0 条 不可抗力（第 7 条に規定する異常増水を含む。）が発生した場合、運営権者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。	第 2 0 条 不可抗力（第 7 条に規定する異常増水を含む。）が発生した場合、運営権者は、直ちにその旨を市に通知するとともに、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。
6	第 24	1		本契約の終了	第 2 4 条 本約款は、次の各号に定める日のいずれかが最初に到来した時点をもって終了する。ただし、各当事者は、本約款の終了により、終了時においてすでに本約款に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本約款に基づく責任を免除されるものではない。また、本約款の終了は、本約款終了後も継続することが本約款において意図されている 一方 当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。	第 2 4 条 本約款は、次の各号に定める日のいずれかが最初に到来した時点をもって終了する。ただし、各当事者は、本約款の終了により、終了時においてすでに本約款に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本約款に基づく責任を免除されるものではない。また、本約款の終了は、本約款終了後も継続することが本約款において意図されている当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。
6	第 25	1		契約終了時の業務等の引継ぎ等	第 2 5 条 運営権者は、維持管理期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、速やかに、事業報告書を作成し、市に提出するものとする。	第 2 5 条 運営権者は、契約期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、速やかに、事業報告書を作成し、市に提出するものとする。
6	第 25	2		契約終了時の業務等の引継ぎ等	2 運営権者は、維持管理期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、募集要項等及び提案書類に従い、市又は市の指定する者に、委託業務の引継ぎ等（包括的民間委託対象施設の運転、機能効率化設備の操作に係る指導を含むがこれらに限られない。）を適切に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	2 運営権者は、契約期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、募集要項等及び提案書類に従い、市又は市の指定する者に、委託業務の引継ぎ等（包括的民間委託対象施設の運転、機能効率化設備の操作に係る指導を含むがこれらに限られない。）を適切に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
7	第 27	1		市の解除権及び違約金	第 2 7 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本約款部分の全部又は一部を解除することができる。	第 2 7 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本約款の全部又は一部を解除することができる。
7	第 27	1	2	市の解除権及び違約金	(2) モニタリング実施計画で本約款部分を解除することができるとする条項に該当するとき。	(2) モニタリング実施計画で本約款を解除することができるとする条項に該当するとき。

頁	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）10月25日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）令和6年12月20日（改訂版）
7	第27	1	4	市の解除権及び違約金	(4) 第2 7 条によらないで運営権者から本約款の解除の申出があったとき。	(4) 第2 9 条によらないで運営権者から本約款の解除の申出があったとき。
7	第27	3		市の解除権及び違約金	3 本契約本文又は第1項第1号から第 7 号までの規定により、本約款が解除された場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。	3 本契約本文又は第1項第1号から第 4 号までの規定により、本約款が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
7	第28	1		その他の解除	第28条 市は、契約期間中、必要があるときは、本約款 部分 の全部又は一部を解除することができる。	第28条 市は、契約期間中、必要があるときは、本約款の全部又は一部を解除することができる。
7	第28	2		その他の解除	2 市は、前項の規定により本約款 部分 を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	2 市は、前項の規定により本約款を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
8	第29	2		運営権の解除権	2 運営権者は、前項の規定により本約款 部分 を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。	2 運営権者は、前項の規定により本約款を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。
8	第30	1		不可抗力による解除	第30条 運営権者による委託業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過大なときは、市は本約款の全部又は一部を解除することができる。	第30条 不可抗力により 運営権者による委託業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過大なときは、市は本約款の全部又は一部を解除することができる。

※本新旧対照表と公共施設等運営権実施契約書（案）約款 B 及び公共施設等運営権実施契約書（案）約款 B（令和6年12月20日改訂版）に相違があった場合は、公共施設等運営権実施契約書（案）約款 B 及び公共施設等運営権実施契約書（案）約款 B（令和6年12月20日改訂版）に表す内容を正しいものとする。